

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和7年第5回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において8月27日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであり、陳情第7号 再審法改正の意見書の採択を求める陳情書は、総務福祉常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、1番、船水隆一君、2番、工藤文明君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

[議会運営委員長 本田佳子君登壇]

○議会運営委員長（本田佳子君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を8月27日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、認定1件、報告1件、条例の一部を改正する条例制定議案1件、補正予算議案5件、陳情が1件となっており、定例会中の追加予定案件が2件あります。

したがいまして、議会運営委員会としましては、第1日、9月4日木曜日を初日本会議、終了後、全員協議会、後に議会運営委員会、第2日、9月5日金曜日は一般質問、終了後、各常任委員会、第3日と第4日は土日のため休会、第5日から第7日までの9月8日月曜日から10日水曜日まで決算特別委員会、第8日、11日木曜日は事務整理等で休会、第9日、9月12日金曜日を最終日本会議として、会期を9日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日から9月12日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は9日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第5回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたします議案のほか、会期中に人事案件をご提案したいと考えております。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、6月定例会後の町政諸般についてご報告いたします。

初めに、令和7年度普通交付税交付額の決定について、ご報告申し上げます。

総務省は、7月29日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、同日、令和7年度普通交付税大綱について閣議報告いたしました。

全国の市町村分のうち、財源不足団体の対前年度算定比は、普通交付税当初交付決定額で2.8%の増となりました。

また、地方交付税の不足額を補填する臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロとなりました。

本年度の普通交付税の算定に当たりましては、職員給与の改定に要する経費や物価高により上昇している自治体管理施設の維持管理に要する経費などが反映され、秋田県における市町村分の対前年度算定比は、普通交付税当初交付決定額で1.7%の増となりました。

当町においては、普通交付税交付決定額が19億4,518万5,000円で、前年度当初算定額17億5,991万1,000円と比較し、1億8,527万4,000円、10.5%の増となりました。前年度の普通交付税当初決定額と臨時財政対策債発行可能額を合わせた実質的な交付税額で比較しますと、対前年度比1億7,803万1,000円、10.1%の増となりました。

交付決定額の算定の基礎となります基準財政需要額及び基準財政収入額についてであります
が、基準財政需要額においては、公債費における臨時財政対策債及び過疎対策事業債償還
費の減などの減少要因があったものの、高齢者保健福祉費におけるサービス利用人数の増や、
包括算定経費における補正係数や単位費用の増により、対前年度比1.5%の増となりました。

一方で、基準財政収入額においては、法人税割を主な要因とする市町村民税の減少が大きく影響し、前年度比14.0%の減となりました。

基準財政需要額が増加した一方で、基準財政収入額が減少したことにより、普通交付税決定額は前年度比10.5%の増となりました。

令和7年度予算において、普通交付税類は16億3,000万円を計上しておりますが、既決予算類に対する留保財源は3億1,518万5,000円となっております。

以上、令和7年度の普通交付税の交付額の決定についてご報告いたします。

次に、小坂町地域商品券の使用状況についてご報告いたします。

小坂町地域商品券事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民世帯に対し、商品券を交付し消費の下支えを行うために交付したもので、対象となる2,204世帯

に町内各事業所で使用できる地域商品券1万円分を送付いたしました。

全対象世帯のうち2,185世帯が受領し、使用期限となっておりました6月末までに、交付額面2,185万円に対し、最終の集計で2,156万6,000円が使用され、利用率は98.7%と高かつたことから、物価高騰による経済的負担の軽減が図られたほか、個人消費の拡大による一定の経済効果が得られたものと考えております。

次に、当日配付の町政報告に移ります。

町長と語る会の開催についてご報告申し上げます。

公約に掲げた「町民が主役のまちづくり」の実現と、まちが目指す将来像である「ひとと自然と文化を未来につなぐ 魅力あふれるまち」に向けて、より多くの町民からの意見などを施策に反映し、また、積極的にまちづくりに参加していただくために、町長と語る会を8月19日から25日まで4会場で開催し、総勢41名の方に参加いただきました。

町からは、私をはじめ各課長等が出席し、初めに私が5期目の公約に掲げた4年間で実現したいと考えていること等についてお話をした後、これからのまちづくり等について参加者と意見交換を行いました。

参加者からは、道路・河川の整備・保全、道の駅十和田湖の周辺整備、サンホーム大石平の移転整備、町中心部の再開発、鳥獣被害防止対策、空き家対策、雪対策、自治会運営、小坂マリア園について、文化財の保存・活用など、様々なご提言やご意見をお話ししていただきました。

町民から寄せられたご意見等については、今後の施策や第6次小坂町総合計画後期基本計画の策定の参考にしてまいります。

また、「定期的に来てほしい」という声も聞かれましたので、今後も開催方法を工夫しながら、できる限りきめ細やかに足を運んで、町民の皆様と対話を重ねてまいりたいと考えております。

次に、秋田県総合防災訓練の実施について報告いたします。

8月31日日曜日、秋田県総合防災訓練が鹿角市及び小坂町を会場に実施されました。鹿角地域を会場に県総合防災訓練が行われるのは、平成24年以来13年ぶりで、当日は56機関から約800名の参加がありました。

訓練は、大雨が降り続き、被害が多数出ている中、花輪東断層を震源域とするマグニチュード7.0の地震が発生し、鹿角市で最大震度7を、小坂町で震度6弱を観測し、建物被害や家具の転倒による人的被害、土砂崩れ等の災害が多数発生したとの想定で行われました。

当人は、災害対策本部運営訓練、人命救助・救出訓練、避難所開設・運営訓練など18の訓練が予定どおり実施され、そのうち、小坂町では、交流センターセパームでの避難所開設・運営訓練を中心に、炊き出し訓練、緊急患者搬送訓練、救援物資搬送訓練、福祉避難所開設・運営訓練が行われ、県内外からは自衛隊や医療機関、災害派遣チームなど、町からは消防団や日赤奉仕団、自主防災会など各種防災機関が参加し、それぞれの任務の一つ一つを確認しながら、的確に実施していただきました。

また、天使館では、秋田県警察や秋田県医師会などによる遺体安置所開設・運営訓練が、交流センターセパーム駐車場では、防災機関や関連企業が防災資機材等を展示する防災フェアが実施され、来場者の防災への意識や関心を高めたものと思っております。

さきの能登半島地震を踏まえ、避難所の設営や運営の見直しが進められている中での防災訓練となりました。暑さ対策やトイレ問題など、避難所での生活環境に課題も多く残りましたが、初動体制の確認や関係機関との連携の在り方、さらに、町職員個々の役割を確認できることは有意義であったものと感じております。

これまでの経験や過去の災害からの教訓と併せ、今回の防災訓練で培ったノウハウを生かしながら、いつ発生するか分からぬ災害への備えに万全を期してまいります。

次に、第62回秋田県消防操法大会についてご報告申し上げます。

秋田県消防操法大会が去る8月23日に由利本荘市の秋田県消防学校を会場に行われ、秋田県消防協会鹿角支部を代表して、小坂町消防団第4分団第3部（上川原班）が小型ポンプ操法の部に、第4分団第1部（万谷班）がポンプ車操法の部に出場いたしました。

第3部、第1部とも6月29日に行われた小坂町消防訓練大会で優勝し、続く7月6日に行われた秋田県消防協会鹿角支部訓練大会でも見事優勝し、鹿角支部の代表として秋田県消防操法大会出場を勝ち取りました。

第3部の県操法大会への出場は、12年連続16度目となり、このうち全県優勝1回、準優勝3回を果たしております。

第1部の県操法大会への出場は、2年連続11度目となり、うち全県優勝3回、準優勝3回を果たしております。

今回の大会でも優勝を目指して、7月下旬から大会前日まで約1か月の長期間にわたり、鹿角広域消防署の操法指導員から指導を受けながら、早朝や夕方の訓練を積み重ねてまいりました。

消防団全体としても、団長をはじめとする各分団の協力体制の下、各団員が交代で訓練の

補助や激励を行い、出場隊の訓練を長期間にわたり支えてまいりました。

大会当日は、小型ポンプ操法では9隊中7番目の出場、ポンプ車操法では5隊中4番目の出場順となり、前回優勝隊より後の操法実施に、各操作員ともプレッシャーがかかる順番でありましたが、両隊とも素晴らしい消防操法を披露いたしました。

結果は小型ポンプ操法で第3部が4位、ポンプ車操法で第1部が惜しくも2位になりました。各操作員がこれまで積み重ねてきた技術、気力、団結力は、優勝した出場隊と比較しても決して引けを取らない内容がありました。

今後も他の分団と切磋琢磨し、競い合い、消防団全体の技術の向上を図っていただきたいと希望するものあります。

次に、水稻の生育状況についてご報告申し上げます。

鹿角地域振興局農林部の調査によりますと、鹿角地域管内の出穂期は平年より3日早い7月31日になりました。8月20日に実施した水稻定点調査では、茎数が生育初期から平年よりも多く推移し、穗数は1m²当たり406本で、平年比83%と少なくなりました。

また、1穗当たりの着粒数は82.8粒で平年比121%と多くなりました。

穗数に1穗当たりの着粒数を掛け合わせた1m²当たりの着粒数は、穗数は少ないものの、1穗当たりの着粒数が多いことから、平年比101%となっています。

病害虫につきましては、特に水田内に雑草が発生している圃場で、斑点米カメムシ類の発生が多い傾向であり、斑点米被害が懸念されております。

また、本年のような高温年は胴割れ米が発生しやすくなり、令和5年同様、登熟は早くなると考えているため、刈り遅れのないよう、良質米生産に向け注意喚起してまいります。

また、今年度は県内全域でカドミウム低吸収性品種であるあきたこまちRへ切り替わる年となっており、当町の主食用米の総面積251.5haのうち、96%の241.9haがあきたこまちRとなっております。

また、JAかづの特別栽培米、淡雪こまちをはじめとする他品種については、4%の9.6haとなっております。

なお、昨年からの米価高騰や米不足の影響により、主食用米の作付が65.8ha増の251.5ha、飼料用米が64.9ha減の27.6haとなっており、水稻の割合は、主食用米90%、飼料用米が10%となっております。

次に、8月19日からの大雨状況についてご報告申し上げます。

8月19日から21日未明にかけ、前線の影響により東北北部地方の各地で記録的な大雨とな

りました。当町では、藤原に設置してある雨量計で降り始めから総雨量が190mmに達し、観測史上最大の24時間降雨量を記録いたしました。

また、十和田湖休屋地区では、20日17時30分までの24時間降雨量が246.5mmと、平年の8月一ヶ月分に相当する雨量を記録したことから、近接する休平地区でも同様の激しい雨に見舞われたものと考えております。

幸いにして、人的被害や建物被害の発生はなく安堵したところでございますが、道路では、町道や十和田湖畔の国道103号、454号で土砂崩れや倒木が数件発生したほか、両国道では24時間降雨量が基準である180mmを超えたため、規定による通行止めの措置が取られましたが、8月21日までに既に復旧しております。

町の対応についてでありますと、19日19時29分の大雨警報、同19時50分の土砂災害警戒情報の発表をもって、小坂町災害警戒対策室を設置し、情報収集に当たりました。

20日午後からはさらに雨量が増加し、降りやむ気配が見込めないと判断したことから、14時に小坂町交流センターセパームに、全町民を対象にした自主避難所を開設し、緊急告知ラジオや防災メールなど複数の情報伝達手段で、明るい時間帯の行動を周知したところでございます。

同日夕方には、気象庁から東北北部に線状降水帯の予測情報が発表されたため、直ちに副町長をトップとする小坂町災害警戒対策部に改組をし、厳重な防災態勢を敷き、町民には夜間の外出や、河川や田畠の見回りは避けること、家の中の安全な場所にとどまるなど、身を守る行動を最優先していただきたい旨を周知したところでございます。

また、町民からの通報には、職員や消防団員が現地を見回り、必要により応急対策を実施しております。

交流センターセパームには3世帯4人の自主避難がありましたが、21日未明には降り続いた雨もやんだことから全員が帰宅し、7時10分の土砂災害警戒情報の解除をもって避難所を閉鎖しております。

その後、各課において管轄施設等における被害の有無を確認し、11時22分には大雨警報が注意報に切り替わり、災害の発生のおそれが低くなったことから、同日正午をもって小坂町災害警戒対策部を廃止しております。

8月7日と9月2日と併せて、立て続けに大雨による警戒が続き、大きな被害は発生しなかつたものの、これから秋雨前線や台風シーズンを迎えます。引き続き、態勢強化を図るとともに、これまでの経験や過去の災害を教訓としながら、防災、減災対策に万全を講じてま

いりたいと考えております。

以上で、9月定例議会の町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

[教育長 千葉綾悦君登壇]

○教育長（千葉綾悦君） 教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、小坂小学校、中学校、児童生徒の活躍についてご報告いたします。

6月14、15日に鹿角中学校総合体育大会が開催されました。鹿角市総合競技場で開催された陸上競技では、宮館澪さんが男子2年100mで3位、男子共通200mで2位、成田羽汰さんが男子1年1,500mで3位、永田珠梨さんが女子共通1,500mで3位、安保結月さんが女子共通砲丸投げで3位のほか、男子低学年400mリレーで2位、女子低学年400mリレーで2位、女子共通400mリレーで3位となるなど、参加選手一人一人が練習の成果を発揮しました。

バスケットボールでは男子が2位、卓球は男子団体が3位、野球は八幡平中と尾去沢中との合同チームで準優勝となりました。

また、スクールバンド部や吹奏楽部の活躍もありました。7月20日、秋田市で開催された秋田県吹奏楽コンクールに小坂小学校スクールバンド部が出場し、銅賞を受賞しました。小坂中学校吹奏楽部は、7月5日に行われた吹奏楽コンクール県北地区大会で9年連続の金賞を受賞し県大会へ出場、8月1日に行われた第67回秋田県吹奏楽コンクールでも見事金賞を受賞しました。部活動での根気強い努力の成果であり、一人一人の演奏技術が向上している結果と考えております。

児童生徒の活躍は、小中一貫校として、小学校での学びが中学校へうまくつながり、切磋琢磨している姿であり、日々の練習における学校、保護者をはじめ、地域の指導者や関係団体の皆さんのご理解、ご指導のたまものと思っております。

今後とも、児童生徒が伸びやかに成長していくよう支援してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会事務の点検・評価についてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務づけられております。

小坂町教育委員会においても、昨年に引き続き、令和6年度について、法律の趣旨にのつ

とり教育委員会事務の点検及び評価を行いました。

内部評価を実施し、外部評価者から意見をいただいた結果、34事業のうち、「期待した成果が得られた」が24事業、「おおむね期待した効果が得られた」が8事業、「期待した効果を下回った」が2事業、「期待した成果を得られなかつた」及び「成果が少なく向上の見込みがない」に該当する事業はありませんでした。

評価を示す指標値の値も各事業の参加者が増えるなど、100%を超える事業も複数あり、平均でも100%近い数値となりました。

この評価を踏まえ、各事業の課題について、より一層効果を高めるための取組や、より効果的な実施方法・周知方法等について検討し、各教育施策のさらなる充実に向けて取り組んでまいります。

次に、小坂七夕祭についてご報告いたします。

小坂七夕祭は、8月2日土曜日から3日日曜日に開催いたしました。アイデアに富む山車が独特なはやしを奏でながら町内を練り歩くのが特徴で、約100年の歴史を誇る小坂町を代表するお祭りです。

今年は、昨年の4台から、新規2団体、復活1団体による3台が増え、7台の山車が参加してくれました。町としても、七夕祭の発展と継承を支援していくために新たに助成制度を拡充したこともあり、若い方々の団体や6年ぶりに復活した団体などがあり、大変喜ばしく、また心強く思った次第であります。

また、合同運行のオープニング特別出演には、これまでの鶴大太鼓保存会、アカシア太鼓、小坂音頭の会の皆さんに加え、小坂中学校KKAP歴史文化グループの皆さんが、学習活動の一環で七夕祭を盛り上げようと鉱山の子ソーランを披露してくれるなど、地域や団体、世代を超えて、町内外の老若男女が一丸となって今年の小坂七夕祭を盛大に盛り上げてくれました。

製作に携わっていただいた方々や参加団体の皆様、また、ご協賛いただいた企業、商店、全ての皆様に心から感謝申し上げます。

来年度も100年の伝統あるこの小坂七夕祭を継続できるよう、町としても支援していきたいと考えております。

以上で、教育行政報告といたします。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

◎認定第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君）　日程第4、認定第1号　令和6年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の認定についてを議題いたします。

職員に議案を朗読させますが、決算内容及び別紙意見書の朗読についてはこれを省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　認定第1号　令和6年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

上程いたしました一般会計及び7つの特別会計の令和6年度歳入歳出決算並びに2つの公営企業会計の令和6年度決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定による小坂町監査委員の審査が完了いたしましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の決算審査意見書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書並びに地方自治法施行令第166条第2項及び地方公営企業法施行令第23条に規定する決算附属書類とともに提出いたしますので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、議会の認定を賜りたくお願い申し上げます。

それでは、令和6年度小坂町一般会計歳入歳出決算から説明いたします。

一般会計歳入歳出決算は、令和5年度繰越明許費4件を含む予算額49億4,593万4,000円に対し、歳入決算額は49億37万6,100円、歳出決算額は47億8,124万1,912円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、1億1,913万4,188円の黒字となります。

このうち、6,067万9,000円が令和7年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支は5,845万5,188円の黒字決算となりました。

歳入総額は、前年度より2億2,082万6,000円、率にして4.3%の減となりました。この主な要因は、地方交付税が3億4,006万1,000円、18.3%、地方債が7,024万円、68.1%増加し

たものの、町税が1億3,805万円、14.2%、国庫支出金が9,761万8,000円、18.9%、繰入金が3億274万2,000円、38.1%、それぞれ減少したことによります。

また、収入未済額につきましては、町税と使用料収入において発生しており、町民負担の公平性の確保と健全な財政運営を図る観点からも、今後も厳正かつ的確な対応を講じてまいります。

支出総額は、前年度より1億9,781万5,000円、4.0%の減となりました。この主な要因は、和井内エリア整備事業、小坂鉄道レールパーク整備事業、旧川上公民館解体事業の終了により、商工費が1億9,102万9,000円、教育費が1億2,006万2,000円、それぞれ減少したことによるものでございます。

また、令和6年度末における地方債現在高は31億1,173万1,000円となり、前年度より3億6,205万6,000円減少いたしました。

一方、財政調整基金と減債基金を合わせた残高は、12億7,760万4,000円となり、前年度より471万9,000円増加いたしました。

次に、各特別会計の決算についてご説明いたします。

初めに、国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、予算額4億9,625万4,000円に対し、歳入決算額は4億9,724万4,832円、歳出決算額は4億9,169万4,304円で、実質収支額は555万528円の黒字となり、令和7年度へ繰越しいたしました。

なお、保険税など減少による財源不足を国民健康保険財政調整基金より700万円繰り入れたことから、年度末における同基金残高は1億3,217万8,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、予算額8,905万8,000円に対し、歳入決算額は8,890万7,849円、歳出決算額は8,824万6,696円で、実質収支額は66万1,153円の黒字となり、令和7年度へ繰越しいたしました。

介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定では予算額8億3,270万5,000円に対し、歳入決算額は8億3,173万2,988円、歳出決算額は8億2,807万1,695円で、実質収支額は366万1,293円の黒字となり、令和7年度へ繰越しいたしました。

なお、年度末における介護給付費準備基金の残高は5,919万2,000円となりました。

次に、介護サービス事業勘定は、予算額385万7,000円に対し、歳入歳出決算額はともに382万1,775円で、収支差額ゼロであります。

歯科診療所特別会計歳入歳出決算は、予算額6,004万2,000円に対し、歳入歳出決算額とも5,965万8,167円で、収支差額ゼロであります。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計歳入歳出決算は、予算額81万6,000円に対し、歳入歳出決算額とも81万347円で、収支差額はゼロであります。

なお、年度末における中小企業従業員退職金等共済基金の残高は3,209万2,000円となりました。

菅原ヤエ奨学資金特別会計歳入歳出決算は、予算額135万6,000円に対し、歳入歳出決算額とも135万5,879円で、収支差額ゼロであります。

小坂財産区特別会計歳入歳出決算は、予算額517万7,000円に対し、歳入決算額が392万7,319円、歳出決算額が257万2,544円で、実質収支額は135万4,775円の黒字となり、令和7年度へ繰越しいたしました。

なお、年度末における小坂財産区財政調整基金の残高は2,313万7,000円、小坂財産区財産管理運営基金の残高は4,576万4,000円となっております。

最後に、公営企業会計の水道事業会計と下水道事業会計の決算についてご説明いたします。

水道事業につきましては、収益的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が2億5,344万1,281円、支出総額が2億4,978万6,538円となりました。この結果、消費税を除いて算定する損益計算書による当年度収支は212万4,361円の損失となり、前年度繰越利益剰余金が6,208万6,418円、その他未処分利益剰余金変動額が2,761万2,000円でありましたので、当年度未処分利益剰余金は8,757万4,057円となりました。

次に、資本的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が8,120万1,000円、支出総額が2億3,208万1,397円となりました。

なお、資本的収支において不足する額1億5,088万397円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金で補填いたしました。

下水道事業につきましては、収益的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が1億8,491万2,233円、支出総額が1億7,404万2,321円となりました。この結果、消費税を除いて算定する損益計算書による当年度純利益は957万8,338円となり、前年度繰越利益剰余金が1,081万9,740円でありましたので、当年度未処分利益剰余金は2,039万8,078円となりました。

次に、資本的収入及び支出は、消費税を含んだ決算額で、収入総額が4,534万3,556円、支出総額が1億1,735万2,274円となりました。

なお、資本的収支において不足する額7,200万8,718円は、現年度消費税及び地方消費税

資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上が令和6年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、水道事業会計及び下水道事業決算の概要であります。

熊谷代表監査委員と鹿児島監査委員には、去る7月14日から17日までの日程で決算審査を行っていただき、7月24日に令和6年度小坂町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を受領いたしました。

監査委員からご指摘いただきました事項につきましては、厳正に対処してまいりたいと考えております。

また、議会の審査に当たりましては、決算書及び予算の執行実績と主要施策の成果報告書を提出させていただいておりますので、各般にわたくてご指導を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、船水隆一君、2番、工藤文明君、3番、菅原明雅君、5番、椿谷勇次君、6番、本田佳子君、7番、木村則彦君、8番、秋元英俊君、9番、熊谷聰君、以上8人を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしましたように、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には産業教育常任委員長の船水隆一君、副委員長には総務福祉常任委員長の菅原明雅君とすることに決定いたしました。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第5、報告第9号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させますが、諸表及び別紙意見書の朗読については省略いたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提出理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 報告第9号 令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、町長は毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見をつけて議会に報告し、公表することが義務づけられておりますので、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

報告を要する比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業に係る資金不足比率の5項目が規定されており、地方公共団体における財政の運営状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化が必要な場合に迅速な対応を取る必要があります。

7月17日まで実施されました決算審査において、資料を基に審査いただいており、結果につきましては決算審査意見書のとおりであります。

実質赤字額及び連結実質赤字額はありませんでした。

実質公債費比率は12.7%、将来負担比率は33.7%となりました。

実質公債費比率は、令和5年度の13.1%と比較して0.4ポイント、将来負担比率は43.1%から9.4ポイント、それぞれ減少しております。

実質公債費比率は、借金の返済に係る元利償還金の財政負担の割合を判断するもので、地方債の元利償還金のほか、一部事務組合負担金や公営企業会計への繰出金のうち地方債の償還に充てたもの、公債費に準ずる債務負担行為が準元利償還金として幅広く算定に含まれています。

令和6年度の実質公債費比率は、公債費などの負担額を示す分子において、元利償還金などの負担額は前年度から減少いたしましたが、基準財政需要額に算入される過疎対策事業債が減少したことにより、分子全体としては増加いたしました。

分母におきましては、地方交付税が増加した一方で、地方税における法人税割の減少を要員とする標準税収入額が大幅に減少したことにより、分母が減少し、単年度における実質公債費比率は前年度から0.2ポイント増加となりました。

また、将来負担比率は、一般会計等が将来にわたって負担していかなければならない額の負担の度合いがどれくらいなのかを示すもので、地方債現在高や債務負担支出予定額、さらには職員に対する退職金支給額や、一部事務組合等に対する公債費負担見込みに係る支出の総額の標準財政規模に対する割合となっております。

令和6年度の将来負担比率は、分子を構成する地方債残高や公営企業債等繰入見込額が大きく減少したことから、全体で対前年度比で9.4ポイントの減少となりました。

各指標を総合的に分析いたしますと、地方債残高をはじめとした将来的な負担額は着実に減少していることから、町の財政は健全な状態にあると判断できるものと考えております。

この4種類の比率は、全て算出の分母に標準財政規模を用いており、標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額や普通交付税の額に左右されるほか、当町の場合、法人町民税が年度により大きく変動することから、引き続き、将来に備えた歳出の抑制や計画的な基金の積立てなど、中長期的な視点に立った財政運営が必要であると考えております。

最後になりましたが、公営企業である水道事業会計、下水道事業会計は、いずれも資金不足額はありませんでした。

議員各位におかれましては、今後も当町の財政運営にご指導いただきますようお願い申し上げまして、誠に簡単でありますが報告といたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

9番。

○9番（熊谷 聰君） 当局にお尋ねします。

実質公債費比率が令和6年は12.7%ですね。早期健全化基準が25%なわけですけれども、その半分以上の割合に達しております。この点についてお知らせください。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） まず実質公債費比率ですが、それぐらいの数値ですと、まだまだ心配する領域ではないと考えております。

また、決算の報告の中でも申しましたとおり、年々借金の返済でどんどん残高を減らしております。これからますますいい方向に向かっていくと思っておりますので、それほど心配はしておりません。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（熊谷 聰君） ありがとうございます。

実質公債費比率が早期健全化基準の半分の比率であるわけですけれども、これを改善する余地があるのであれば、当局側で考えていただければとも思います。よろしくお願ひします。これは意見としての発言です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第9号は終結いたします。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第66号 小坂町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第66号 小坂町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年5月28日公布され、公布の日から起算して1年を越えない範囲内において施行されることとなったため、同法を引用している条文を改めるものであります。

施行日は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日からとなります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第67号 令和7年度小坂町一般会計補正予算（第4号）

を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第67号 令和7年度小坂町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、町道などの除排雪経費や消防ポンプ自動車整備事業、交流センター整備事業などの予算を措置したほか、必要経費の調整額を補正しております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億1,825万5,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算の総額を48億2,810万9,000円にするものであります。

補正財源は、事業に関連する国県支出金などの特定財源を充当したほか、一般財源として地方交付税などを措置しております。

第2条の地方債補正においては、消防・防災設備等整備に係る事業債の追加・変更により、限度額総額の既決額に3,270万円増額して、1億4,640万円に変更しております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細について説明をいたします。

歳出から説明をしてまいりますので、予算書9ページをお開きください。

あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明してまいります。

今9月補正では、例年同様、除雪に係る経費を全体で計上しております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節テレビ聴取料145万4,000円は、N HKの受信契約が未契約だった現有の公用車12台分の受信料を、各車両の登録年まで遡って支払います。内訳は、令和7年度分が7万4,000円、過年度分が138万円です。

今後、町長車を除く全ての公用車のテレビを受信できないような措置を講じてまいります。

5目企画費、12節業務委託料35万2,000円は、移住体験住宅2棟分の除排雪作業分です。

6目電子計算費、18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、子ども・子育て支援金制度施行に係る基幹系システムの改修費用の負担分として105万5,000円を計上してい

ます。

財源は全額、子ども・子育て支援事業費国庫補助金の子ども・子育て支援金制度施行準備事業分で措置されます。

9目物価高騰対応重点支援給付金給付費、18節不足額給付金は、令和6年所得税及び定額減税の実績額確定の結果、定額減税補足給付金の給付対象者が想定を上回っていることから、不足が見込まれる300万円を措置しています。

財源は全額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で措置されます。

2項徴税費、2目賦課徴収費、22節町税過誤納還付金は、令和6年予定納税分の法人町民税の還付が見込まれるため、600万円を計上しております。

5項1目統計調査費は、国勢調査に係る調査要領の確定及び市町村交付金の内示に基づき事業費を精査した結果、報酬等各費用に合わせて135万5,000円を追加で計上しております。

財源は全額、統計調査費県委託金の国勢調査交付金で措置されます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節あんしん除雪支援事業補助金は、生活弱者世帯の間口除雪を行う自治会に対して交付するもので、1世帯当たり1万円で75世帯分を見込み、75万円を計上しています。

10ページをお願いします。

2目高齢者福祉費、19節高齢者日常生活用具給付費は、不足見込み分として30万円の計上をしています。

5目障害者福祉費、7目介護保険費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の22節国庫支出金返還金及び県支出金返還金は、いずれも前年度分の精算による返還金です。

5目障害者福祉費の財源内訳欄、国県支出金18万円は、厚生医療国庫負担金の過年度分です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節鹿角広域行政組合衛生費負担金2万4,000円は、事務局公用車のNHK受信料未払分に係る費用負担分です。

3項1目診療所費、27節歯科診療所特別会計繰出金56万9,000円は、歯科診療所特別会計の補正に伴うものです。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節小坂町産玄米カドミウム濃度分析検査事業補助金は、玄米カドミウム濃度分析検査料を助成することとして、30kg当たり22円の補助単価で、検査数量1,500tを見込み、110万円を計上しています。

飼料用米作付支援事業補助金は、主食用米を作付する農家数が増加したことによる補助金

支給見込額の減少により135万円減額しています。

8目グリーンツーリズム推進費、10節修繕料43万9,000円は、体験農園管理棟の浄化槽修理分です。

2項林業費、1目林業振興費の財源内訳欄、その他の11万円は、米代川流域林業活性化センター解散に伴う清算金を収入したことによる財源の振替です。

7款1項商工費、3目観光費は、鹿角地域二次アクセス向上事業として、県・鹿角市と連携して、鹿角地域における周遊範囲拡大と観光交通の利便性向上を図るため、鹿角地域観光デマンド輸送運行連携協定に基づく観光旅タクを10月から運行する予算として、10節消耗品費にマグネットステッカーの購入費2万2,000円、12節業務委託料に、10月からの観光旅タクの運行見込み分として37万9,000円を計上しております。

業務委託料には、ほかに藤原園地の除排雪費用6万円を計上しているほか、観光庁の地域観光魅力向上事業が不採択になったことにより600万円を減額しています。

18節十和田湖西湖畔整備・誘客促進協議会は、鹿角地域二次アクセス向上事業の開始により、これまで運行していたとくとく十和田湖号事業を終了し協議会が解散となるため、下半期分の補助金26万4,000円を減額しています。

財源内訳欄は、地域観光魅力向上事業不採択に伴う国庫補助金の500万円減額と未来創生基金繰入金100万円を減額しています。

4目康楽館費、12節業務委託料34万7,000円は、役者住宅の除排雪作業分です。

6目国際交流推進費、8節費用弁償7万3,000円は、国際交流員の研修等に係る旅費不足分です。

9目十和田湖観光振興センター費、12節業務委託料は、雪囲いを新たに制作するなど、除排雪に係る経費として253万5,000円を措置しています。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費は、町道除雪に係る経費で、1億4,770万4,000円を計上しました。

主な除雪体制は、ほぼ昨年度と同様の体制として予算措置をしておりますが、人件費や燃料代等の高騰により、前年度比で720万2,000円の増となっております。

14節道路補修工事費450万円は、町道台作萩平線の路肩補修工事分です。

12ページに移ります。

9款1項消防費、1目常備消防費、18節鹿角広域行政組合消防費負担金25万4,000円は、消防・救急車両のN H K受信料未払分に係る費用負担分です。

2目非常備消防費は、消防団第3分団の消防ポンプ車が故障したため、更新購入費用として2,640万9,000円を措置しています。

財源内訳欄の地方債2,630万円は、消防施設整備事業債です。

3目消防施設費、14節施設整備工事費579万7,000円は、小坂町消防団第4分団万谷班消防器具置場建設用地の土盛り、擁壁設置などの造成工事分です。

5目災害対策費、12節業務委託料649万円は、全国瞬時警報システム（Jアラート）の令和8年度の出水期をめどにした国とのシステム更改に合わせた受信機の更新に係る費用を措置しております。

財源内訳欄の地方債640万円は、防災設備整備事業債です。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節修繕料50万円は、屋根防水シートなどの校舎修繕に係る費用です。

12節業務委託料66万円は、給食棟及び玄関の雪下ろし作業分です。

17節車両購入費11万5,000円は、経年劣化しているスノーモビルを更新する費用です。

4項社会教育費、3目芸術文化振興費、10節修繕料50万円は、中小路の館の小破修繕不足分です。

12節業務委託料38万7,000円は、中小路の館の雪下ろし作業分です。

4目社会教育施設管理費、10節修繕料30万円は、交流センターの小破修繕料不足分です。

12節業務委託料15万5,000円は、川上公民館の除排雪経費分です。

14節設備改修工事費550万円は、交流センターの非常灯の改修工事分です。

6目図書館費、12節業務委託料17万4,000円は、除排雪経費分です。

14節設備改修工事費43万5,000円は、FFストーブ2台分の更新に係る費用です。

5項保健体育費、2目体育施設費、13節機械器具借料11万7,000円は、交流センターの券売機を新札対応機種に更新するための費用です。

続いて、歳入で措置した一般財源の説明をしますので、7ページをお開き願います。

これまで説明してまいりました歳出歳入の補正予算において不足する一般財源については、9款地方特例交付金21万4,000円、10款地方交付税の普通交付税1億6,214万7,000円、19款繰越金2,349万4,000円を措置して収支の調整を図っております。

最後に4ページ、お願ひいたします。

4ページの地方債補正では、防災情報システム整備事業債の変更と消防ポンプ自動車整備事業債の追加に合わせて限度額を変更しております。総額を3,270万円増額し、その限度額

を1億4,640万円とするものであります。

以上で、詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第67号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第68号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第68号 令和7年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 满君） 議案第68号 令和7年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも477万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億1,313万2,000円にするものであります。

歳出予算の主な内容は、子ども・子育て支援金制度施行に係るシステム改修についての秋田県町村電算システム協同組合負担金として474万7,000円を増額するものであります。

歳入につきましては、子ども・子育て支援に係る国庫補助金474万7,000円など、国庫補助金として477万2,000円を増額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第68号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第69号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第9、議案第69号　令和7年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　細越　満君登壇〕

○町長（細越　満君）　議案第69号　令和7年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、保険事業勘定において、既決予算額に歳入歳出とも3,275万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億3,840万8,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、6款1項2目償還金において、介護給付費の決算見込みによる国県負担金等の返還金として3,275万4,000円を追加するものであります。

歳入補正の内容は、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金として2,909万4,000円を、8款1項1目前年度繰越金として366万円を追加するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君）　議案第69号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第70号の上程、説明

○議長（目時重雄君）　日程第10、議案第70号　令和7年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君）　町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第70号 令和7年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも56万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,358万4,000円にするものでございます。

歳出補正の内容は、1款1項1目総務費において、冬囲い設備修繕及び除排雪経費として56万9,000円を追加するものでございます。

歳入補正の内容は、3款1項1目一般会計繰入金として、歳入補正と同額を追加するものでございます。

以上、誠に簡単ですが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第70号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第71号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第71号 令和7年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第71号 令和7年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出それぞれ551万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を1,056万9,000円にするものでございます。

内容につきましては、退職者の追加により不足となる退職一時金を措置しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げま

して、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第71号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は9月5日午前10時から再開し、一般質問を行います。

お知らせします。この後、全員協議会を会場準備ができ次第開催したいと思いますので、よろしくお願いします。

散会 午前11時38分